

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年1月17日(2008.1.17)

【公表番号】特表2007-511592(P2007-511592A)

【公表日】平成19年5月10日(2007.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2007-017

【出願番号】特願2006-540586(P2006-540586)

【国際特許分類】

A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 B	17/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	47/02
A 6 1 K	47/34
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/20
A 6 1 K	9/08
A 6 1 B	17/12

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月19日(2007.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液相と気相とを含むフォームであって、

該液相は、少なくとも1種の硬化剤を含み、

該気相は、体積基準で0.0001%~0.8%の量で存在する気体の窒素と、少なくとも1種の生理学的に許容可能な気体とから本質的になる、前記フォーム。

【請求項2】

該気体窒素が、0.001%~0.8%の量で存在する、請求項1記載のフォーム。

【請求項3】

該気体窒素が、0.01%~0.8%の量で存在する、請求項1記載のフォーム。

【請求項4】

該気体窒素が、0.01%~0.7%の量で存在する、請求項1記載のフォーム。

【請求項5】

該気体窒素が、0.01%~0.6%の量で存在する、請求項1記載のフォーム。

【請求項6】

該少なくとも1種の他の生理学的に許容可能な気体が、酸素、二酸化炭素及びこれらの混合物から選択される、請求項1記載のフォーム。

【請求項7】

該フォームが、0.25g/cm未満の密度と、100秒より長い半減期とを有する、請求項1記載のフォーム。

【請求項 8】

該半減期が少なくとも 120 秒である、請求項 7 記載のフォーム。

【請求項 9】

該半減期が少なくとも 150 秒である、請求項 7 記載のフォーム。

【請求項 10】

該半減期が少なくとも 180 秒である、請求項 7 記載のフォーム。

【請求項 11】

該密度が 0.07 ~ 0.22 g / ml である、請求項 7 記載のフォーム。

【請求項 12】

該密度が 0.07 ~ 0.19 g / ml である、請求項 7 記載のフォーム。

【請求項 13】

該密度が 0.07 ~ 0.16 g / ml である、請求項 7 記載のフォーム。

【請求項 14】

該密度が 0.08 ~ 0.14 g / ml である、請求項 7 記載のフォーム。

【請求項 15】

該少なくとも 1 種の硬化剤が、ポリドカノール、グリセロール及び硫酸テトラデシルナトリウムから選択される、請求項 1 記載のフォーム。

【請求項 16】

該少なくとも 1 種の硬化剤が、ポリドカノールである、請求項 1 記載のフォーム。

【請求項 17】

ポリドカノールが、該液相中に 0.5 ~ 4 % vol / vol の濃度で存在する、請求項 16 記載のフォーム。

【請求項 18】

その内容物が、液体成分と気体成分とからなり、大気圧を超える圧力に保持された、キャニスターであって、

該液相が、少なくとも 1 種の硬化剤を含み、そして、

該気相が、容積基準で 0.0001 % ~ 0.8 % の量で存在する気体の窒素と、少なくとも 1 種の生理学的に許容可能な気体とから本質的になる、前記キャニスター。

【請求項 19】

その中に少なくとも一つの開口部が形成されたフォーム発生要素を更に含む請求項 18 記載のキャニスターであって、該少なくとも一つの開口部が、0.1 ~ 200 ミクロンの最大寸法を有する、前記キャニスター。

【請求項 20】

該少なくとも一つの開口部が、1 ~ 50 ミクロンの最大寸法を有する、請求項 19 記載のキャニスター。

【請求項 21】

該少なくとも一つの開口部が、2 ~ 30 ミクロンの最大寸法を有する、請求項 19 記載のキャニスター。

【請求項 22】

該少なくとも一つの開口部が、3 ~ 10 ミクロンの最大寸法を有する、請求項 19 記載のキャニスター。

【請求項 23】

該少なくとも一つの開口部が、約 5 ミクロンの最大寸法を有する、請求項 19 記載のキャニスター。

【請求項 24】

該少なくとも一つの開口部が、3 ~ 10 ミクロンの最大寸法を有し、該少なくとも 1 種の他の生理学的に許容可能な気体が、1 ~ 40 % の二酸化炭素であり、残余の気体が実質的に酸素である、請求項 20 記載のキャニスター。

【請求項 25】

該少なくとも 1 種の他の生理学的に許容可能な気体が、10 ~ 30 % の二酸化炭素气体

であり、残余の気体が実質的に酸素である、請求項 20 記載のキャニスター。

【請求項 26】

請求項 18 に記載のキャニスターの製造方法であって、

(a) 該キャニスターを、該他の生理学的に許容可能な気体を本質的に含む気体混合物によりフラッシュし；

(b) 工程 (a) の前又は後のいずれかに、該少なくとも 1 種の硬化剤を該キャニスターに導入し；

(c) その窒素汚染レベルが 0.0001% ~ 0.5% である、該他の生理学的に許容可能な気体の供給源から、大気圧を超える第一の所定の圧力に該キャニスターを加圧すること

を含む前記製造方法。

【請求項 27】

該キャニスターの内容物を部分的に排出し、続いてその窒素汚染レベルが 0.0001% ~ 0.5% である、該他の生理学的に許容可能な気体の同一又は異なる供給源から、該キャニスターを再加圧する工程を更に含む、請求項 26 記載の方法。

【請求項 28】

該キャニスターの圧力が、周囲の大気圧又はそれより高い圧力に保持される、請求項 26 記載の方法。